

教育協カプラットフォーム 運営要領

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、教育協カプラットフォームと称する。

第2条(目的)

本会は、持続可能な開発目標(SDGs)目標4の達成に向けて、教育分野における関係省庁、政府機関、大学／研究機関、民間企業／業界団体、専門家／開発コンサルタント、特定非営利活動法人、国際機関駐日事務所等の本邦関係者、及び本分野に興味関心を持つ個人が、途上国へのより良い教育支援を実現するため、課題解決のためのソリューションを自由に議論し、パートナーシップを深め、共創と革新を生み出す「場」として、ネットワークを構築することを目的とする。

第2章 会員

第3条(会員資格)

本会の会員は、本会の目的に賛同し第5条の規定により入会を承認された、基礎教育分野における本邦の関係省庁、政府機関、大学／研究機関、民間企業／業界団体、専門家／開発コンサルタント、特定非営利活動法人、国際機関駐日事務所等の関係者、及び本分野に興味関心を持つ個人とする。

ただし、当該団体及びその代表者、役員または実質的に経営を支配する者（以下「役員等」という。）又は当該個人が、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。）（以下「反社会的勢力」と総称する。）に該当する場合又は不適切な関係を有すると認められる場合は、本会の会員となることはできないものとする。

第4条(会員の行動規範)

本会の会員が本会に関連する活動を行う場合には、我が国及び開発途上国の法令

を遵守するものとする。

第5条(登録)

本会の会員登録を希望する個人は、所定の様式により会員登録申込を本会事務局に提出する。

第6条(登録費及び会費)

登録費及び会費は徴収しない。

第7条(退会・除名)

1 会員は、本会の登録を解除しようとするときは、登録解除を本会事務局に連絡しなければならない。

2 会員が以下に該当する場合には、本プラットフォーム事務局の決定により当該会員を本会への登録を解除することができる。

(1) 本会の名誉又は信用を傷つけたとき。

(2) 本運営要領に反する行為をしたとき。

(3) 反社会的勢力に該当すること又は反社会的勢力と不適切な関係を有することを疑うに足る事情が明らかになったとき。

(4) その他本会の会員として相応しくない事情があると独立行政法人国際協力機構が判断したとき。

3 団体である会員が解散等により消滅したとき又は個人である会員が死亡したときは、その時点をもって本会の登録を解除したものとみなす。

第3章 本会の活動

第8条(本会の基本的活動)

本会は、第2条の目的を達成するため、開発途上国の教育協力にかかわる次の活動を行う。

(1) 情報の発信・広報

(2) 知見の共有・共創(勉強会、セミナー等の開催)

(3) 人材育成・発掘・活躍の場の促進

- (4) 連携事業の促進に向けた企画・支援
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第9条(分科会)

本プラットフォームの会員は、特定の地域・課題等を取組み対象とした分科会を設置することができる。分科会の詳細については分科会規約を参照すること。

第4章 改廃

第12条(改廃)

本運営要領の改廃は本プラットフォーム事務局が行う。

附則

この運営要領は、本会の設立の日から実施する。